

第 2 回配偶者暴力対策部会

(平成 2 8 年度)

平成 2 8 年 7 月 2 6 日

生活文化局

東京都男女平等参画審議会

第2回配偶者暴力対策部会 次第

平成28年7月26日(火)午前10時から12時まで
第二本庁舎31階 特別会議室23

- 1 開 会
- 2 中間のまとめ（事務局案）の概要説明
- 3 意見交換・検討
- 4 その他
- 5 閉 会

配布資料

- 1 東京都男女平等参画審議会第1回総会に係る委員の発言及び追加意見
- 2 中間のまとめ（事務局案）

(午前10時00分 開会)

○吉村担当部長 本日はお忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

これより、東京都男女平等参画審議会第2回配偶者暴力対策部会を開会させていただきます。

議事に入ります前に、本日の出席状況でございますが、ただいま中島委員も間もなくご到着の予定というふうに伺っておりますので、本日は全員の委員にご出席いただく予定でございます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

○白石課長 本日の資料でございますけれども、クリップどめをしている資料をご用意しております。

1枚目が第2回配偶者暴力対策部会の次第でございます。続きまして座席表、3枚目に資料1としまして、東京都男女平等参画審議会第1回総会に係る委員の発言及び追加意見でございます。続きまして、資料2としまして、東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について、中間のまとめの事務局(案)を配布させていただいております。

続きまして、机上配布資料について、A4縦の1枚の机上配布資料一覧がございます。前回は1番から8番までの資料でしたが、今回9番としまして、男女間における暴力に関する報告書(概要版)、平成27年3月の内閣府男女共同参画局の資料をおつけしております。

配付資料と机上資料の説明は以上でございます。

○吉村担当部長 それでは、ここからの進行は山田部会長よろしくお願いたします。

○山田部会長 それでは、議事に入ります前に、審議会及び会議録の公開、非公開につきまして確認いたします。

特にご意見がなければ、本日の部会は前回の部会と同様に公開で行わせていただきますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○山田部会長 では、次に議事録の取扱い及び作成方法ですが、それに関しても前回の部会と同様とさせていただきます。議事録は全文氏名入りでホームページ及び都庁第一本庁舎内の都民情報ルームで公開いたします。議事録の作成方法は事務局で議事録(案)を作成し、発言者の皆様にご確認をお願いし、最終的な確認は部会長に一任とさせていただきます。なお、個人情報にかかわる事項等がある場合は、発言者にご相談させていただきます。

以上でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山田部会長 特にないということで、会議次第の2に入らせていただきます。

総会での各委員の意見と第1回の部会における議論を踏まえて、中間のまとめ、事務局（案）を作成されているとのことですので、まず事務局から説明をお願いして、その後各項目の議事の進行させていただき、検討をいたしたいと思います。

では白石課長、よろしく願いいたします。

○白石課長 男女平等参画課長の白石でございます。よろしく願いします。

座って説明させていただきます。

それでは、私のほうから中間のまとめ、事務局（案）についてご説明申し上げます。

本日の資料としましては、資料1と資料2、二つの資料を使ってご説明したいと考えております。

まず資料1、東京都男女平等参画審議会第1回総会に係る委員の発言及び追加意見の資料をご覧ください。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目に先月開催しました第1回総会における委員の発言要旨をまとめております。主な発言としましては、一番上の河野委員からは、医療専門家の養成、心身の回復など、支援を充実させる計画になることが大切とのご意見をいただいております。

続きまして、塚越委員からは、デートDVに関して、啓発を含めた明確な記述が必要とのご意見をいただいております。

また、まつば委員からは、東日本大震災後に、女性相談の中で夫からDVを受けたという相談が増えたと聞いているという話がございました。

また、山崎委員からは、行政の中で無駄を省き、連携を強化していくこと、民間団体の位置づけについても考えてもよいのではないかとのご意見がございました。

高橋委員、西尾委員からは計画の策定に当たっての数値目標の総括や、実行していく上でのPDCAサイクルの重要性に関するご意見がございました。

本日用意しております中間のまとめ（案）につきましては、これらのご意見も踏まえて、作成しております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして2ページ以降をご説明させていただきます。

2ページ目以降につきましては、総会終了後に4人の委員から追加のご意見を頂戴しておりますので、全文を添付させていただいております。概要を申し上げますと、高橋委員からは目標設定の根拠等について問題提起をいただいております。

続きまして菅原委員からは、デートDVに対して高校や大学等の教育機関でしっかり啓蒙活動を行うべきであるというご意見をいただいております。

続きまして、塚越委員からは、総会のご意見と同様に、デートDVに関するご意見をいただいております。

続きまして、河野委員でございます。一時保護で同伴される子供へのケア、広域的な救済、支援対策の必要性、24時間体制の窓口設置の要望などのご意見をいただいております。

ります。

以上が第1回総会での委員のご発言及び追加意見となります。本日の議論におきましては、これらのご意見についても踏まえてご審議いただければと思います。

続きまして資料2、中間のまとめ（案）になります。前回の部会における議論も踏まえて、作成をしております。中間のまとめ（案）につきましては第1部で基本的な考え方、第2部で基本計画に盛り込むべき事項と2部構成をとっております。中間のまとめ（案）につきましては、9月2日の第2回総会の場において、本部会における検討結果としてご報告いただくこととなります。

それでは、中身の説明に入りたいと思います。

第1部、基本的考え方でございます。こちら1ページから2ページにかけて、東京都と国の取組を記載しております。国の大きな動きとしましては、平成25年、配偶者暴力防止法が改定され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力について、法が準用され、法の名称が改められたこと、ストーカー規制法が改定され、電子メールを送信する行為が規制対象に加わるなど、対策強化が図られたこと、また、平成25年に起きたストーカー殺人事件をきっかけとして、いわゆるリベンジポルノ法が制定されたことなどを記載しております。

東京都の動きとしましては、平成27年7月から、性犯罪・性暴力の被害者に対し、被害直後から相談・医療・精神的ケアなどを、ワンストップで支援する取組を開始している旨、記載をしております。

続きまして、3ページ、3、暴力のない社会の実現に向けてでございます。男女参画社会の実現を阻害する暴力に対する取組の必要性について記載をしております。なお、同性同士のストーカー被害や、性暴力に対する配慮につきましては、こちら3ページの最後の段落に記載をしております。

続きまして4ページをごらんください。4、配偶者暴力対策を進めるに当たっての中心的視点につきましては、施策を実施していくに当たって、中心となる三つの視点について記載をしております。

(1) 暴力の背景の正しい認識と暴力を許さない社会の形成に向けた啓発につきましては、配偶者暴力は重大な人権侵害であり、暴力の防止に向けて、社会全体で取り組む必要性や、暴力を許さない社会形成のため、広く都民に啓発を行っていくことの重要性を記載しております。

(2) 都と区市町村等関係機関、民間団体の相互連携と役割分担につきましては、身近な地域できめ細かな支援を進めるため、区市町村の役割が重要であること、それから被害者に寄り添った支援を行っている民間団体に対する支援・連携の必要性について記載をしております。

続きまして、(3) 被害者等の安全確保と本人の意思を尊重した継続的な支援でございます。配偶者暴力の早期発見、被害者の安全と安心の確保とともに、被害者本人の意

思を踏まえた支援の仕組みづくりの必要性、被害者に子供がいる場合の児童相談所等との連携など、被害者の視点に立った切れ目ない支援に向けた一層の支援体制強化について記載をしております。

続きまして、7ページでございます。第2部、基本計画に盛り込むべき事項になります。本日は前回の部会で皆様からいただいたご意見を踏まえて記載した点を中心に、説明させていただきます。

まず、I 配偶者暴力対策についてでございますが、1、暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進におきましては、現状・課題の六つ目の段落で、家庭内で配偶者暴力を目撃することで著しい心理的外傷を与えることが児童虐待である旨、記載するとともに、次の8ページになりますけれども、下のほうにございます取組の方向性、二つ目の段落におきまして、子供の面前での配偶者暴力が児童虐待に当たり、子供の精神に悪影響を及ぼすことを広く都民に広報していく必要があると記載をしております。

また、取組の方向性の3段落目では、交際相手からの暴力や性暴力、ストーカー行為など、若年層の遭いやすい被害について、スマートフォンのサイトなどの媒体を活用した啓発、若年層が相談しやすい環境整備についても記載をしております。

続きまして、9ページには、学校教育における人権教育の推進について記載をしております。

続きまして、10ページ、(2) 早期発見体制の充実でございます。こちらにつきましては、警察の対応につきましてご意見がございましたので、11ページの段落で、警察は被害者の意思を尊重し、置かれている状況に配慮しつつ、関係機関と連携しながら、対応していくことが求められている旨、記載をしております。

続きまして、13ページ、2、多様な相談体制の整備でございます。

(1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実につきましては、現状・課題の一番下の段落におきまして、都の配偶者暴力相談支援センターが都内のセンター・オブ・センターとして区市町村配偶者暴力相談支援センターと連携強化を図っていく必要性について記載をしております。

続きまして、16ページに移らせていただきます。(2) 身近な地域での相談窓口の充実でございます。こちらにつきましては、下から二つ目の段落におきまして、配偶者暴力対策基本計画策定済みの区市町村数と、配偶者暴力相談支援センター機能を整備した団体数について記載をし、被害者が身近な地域で適切に相談が受けられ、切れ目のない支援に結びつけていくことができるよう、区市町村への技術的支援の必要性について、記載をしております。

続きまして、19ページ、(3) 被害者の状況に応じた相談機能の充実でございます。現状・課題の一番下の段落におきまして、職場や学校などの組織に属さず、相談したくても相談する方法がわからずに悩んでいる潜在的被害者について記載をしております。

続きまして少し飛びますが、26ページに移らせていただきます。

4、自立生活再建のための総合的な支援体制の整備でございます。（1）総合的な自立支援の展開につきましては、3段落目に、子供を連れて避難している被害者に対する、各種支援制度について、記載をしております。

また、一番下の段落でございますが、被害者が身近な地域で一元的に支援ができるよう、区市町村の配偶者暴力相談支援センターの機能整備を進めていくこと、また27ページに移りますけれども、一つ目の段落に、一方で、被害者の自立支援については、置かれている状況や精神状態によって異なり、支援方法が一つではないこと、様々な選択肢について情報提供を行い、被害者と共に最善の方法を検討していくことが、重要であることを記載しております。

そのため、三つ目の段落におきまして、相談員を初めとする支援者に対する、技術的支援や情報提供の充実など、対応能力向上の必要性を記載しております。

続きまして、32ページに移らせていただきます。（5）子供のケア体制の充実につきましては、5段落目に子供の心の安定には、その親の心の安定が必要であることを記載しております。

続きまして、34ページ、5関係機関・団体等の連携の推進でございます。（1）広域連携と地域連携ネットワークの強化につきましては、区市の中での男女平等参画センターと福祉事務所等の情報共有が難しいというご意見を踏まえまして、最後の段落におきまして、区市町村における配偶者暴力相談支援センターの整備に向けた働きかけと相談支援体制が整っていない町村への支援について記載をしております。

続きまして、36ページでございます。（2）としまして、民間団体との連携・協力の促進でございます。下段の取組の方向性におきまして、民間団体が活動しやすい環境整備、さらなる連携強化を図り活動を支援していく旨を記載しております。

続きまして、37ページ、6の人材育成の推進と適切な苦情対応になります。（1）人材の育成につきましては、現状・課題の6段落目で、相談員の専門的能力の適切な評価と、それに見合った処遇の検討について記載をしております。また、七つ目の段落で、相談員や福祉事務所、一時保護施設の職員など被害者支援に携わる職員がバーンアウトに陥らないよう心理的負担軽減に向けた対策の充実について記載をしております。

続きまして、39ページ、7調査研究の推進でございます。こちらにつきましては、現状・課題の下から二つ目の段落に加害者更正について、国による取組が不可欠であることから、国の動向を注視するとともに、引き続き国に対し、法制度の整備を働きかけることが必要ということを記載しております。

以上が配偶者暴力対策についての資料でございます。

続きまして、41ページ、II性暴力被害者への支援についてでございます。

こちらにつきましては、まず42ページ、取組の方向性の一段落目に支援を必要とする人にきちんと情報が届くよう、相談窓口を周知していくことの必要性を記載させていただいております。

また、2段落目に民間支援団体、協力医療機関、警察などの連携で実施している性犯罪・性暴力の被害者のワンストップ支援事業について連携・強化を図ることや、関係者向けの実践的な研修の実施の必要性を記載しております。

続きまして、43ページ、Ⅲストーカー被害者の支援につきましては、一番下の段落で電子メール、インターネット、SNSなどの利用に関する正しい理解を促すための啓発について言及をしております。

以上が中間まとめ（案）の概要のご説明となります。なお、ご審議の時間が限られております。大変恐縮でございますが、全体を通して一通りのご意見がいただけるよう、進めていただければと思います。よろしくご審議のほど、お願いをいたします。

○山田部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえて、変えたほうがいい、あるいは書き加えたほうがいい点について、ご意見をいただければと思います。目安として、Ⅰの配偶者暴力対策に関しましては、1部の基本的考え方で10分適度、2部のⅠ配偶者暴力対策の1から7までの間の7項目に関して各項目10分程度、Ⅱ性暴力被害者の支援以降に関しては全体で10分程度を目安にお願いしたいと思っております。

ではまず、基本的な考え方に関しては、いかがでしょうか。第1部、基本的な考え方についてはよろしいでしょうか。

○田村委員 基本的な考え方のことにつきまして、4ページの対策を進めるに当たっての中心的な視点というところで、前回の計画から今回の計画に移るところにおいて、これまでの現状と、これからの5年間の中心的視点がどう変わるかというところを、都としてはもっと明確に書くことができるのかなということを思いました。

というのは、DV法ができてから15年、配偶者暴力対策について法整備ができて、から安全計画、それから安全確保ができました。ただ、その後さまざなデートDVのこと、それからストーカーのこと、それから同伴する子供へのこと。それから加害者対策のことなど、支援対策を私が民間支援団体でやっている、DV対策そのものが、新たなステージきたのではないかという感じを持っております。

そうすると、前回の基本の目標のところの文言と、今回やはり続いていくというような感じを受けますけれども、前回のものをそのまま続けるということだけではなく、現状が変わってきている中で、新たなDV、しかもそれは女性だけではなく、さまざまなそれに関連する被害者への支援のことまで含めた計画の位置づけなんだというようなこと、そのあたりのことを考えた計画になってほしいと思っております。ですので、この中心的な視点というのが、これから5年間をどう考える計画にするかというところを、もう少し明確に出していただけたらいいのかなと思っております。

○山田部会長 ありがとうございます。都・国の取組のところ、経緯についての説明はあるのですが、具体的にはどういうことが書いてあるとよいですか。

○田村委員 全体を含めて、この配偶者、例えば中身についても配偶者等ではなく、配偶

者暴力ですよね。今回の計画もそうなんですが、実際は配偶者等に当たる周辺の子供のことでしたりとか、それからデートDVのことや、それから後は加害者更正のことまで含めて、支援体制が新たなステージに移ってきているというような認識、そういう視点が入り込む、それによってより安全で、なおかつ暴力を未然に防止できるというところに持っていくというような、構造的な見せ方というのができるのかなというふうに思った次第です。

- 山田部会長 1部の1のところ、新たなステージに入ったということをお書きいただいて、4のところ、それを含んだ文言を挿入するという形でよろしいでしょうか。何か具体的に案があればいただきたいのですが。
- 田村委員 前の基本目標と今回の言葉が、本当に同じですよ。そうすると、前のものをそのまま続けていきますというふうに、認識として見えてしまいます、ただ、本当に女性だけなのか、子供も含めてなのか。LGBTの方や、加害者更正のことなど、国の第4次計画も変わってきている。そういう中で、前の文言と同じように、またこの内容を5年間やりますというのでは、全体的にこの支援体制の認識が今までと変わらずやっていますというように見えてしまうのではないかと。
それよりも1歩進めて、新たなことをここで入れ込もうとしているということ、実際2部では具体的に新たなことが書いてあるように思えますので、そういった支援のステージなり枠組みを本当に現状にあわせて改善していこうとしているというようなことを入れるとよいと思うのですが。
- 山田部会長 4のところ、単なる配偶者だけではなく、親密な関係にある、どこまで入れ込めるのかわかりませんが、親密な関係にあるものまで対象が広がってきた、それに鑑みということを入れますか。
- 吉村担当部長 例えば、4の(1)の最後のほうに、最後の3行のところですけども、デートDVをこの計画上の表現で表したものですとか、例えばお子さんの関係ですと、(3)のところの「また」という段落の真ん中のところにお子さんの関係のことが書いてありますけれども、この辺を少し膨らますような感じでよろしいのか。
- 山田部会長 ということではなくて、4の全体のところ、新たなステージに立ったというようなことをつけ加えると、後に書いてあることとの整合性ができるということですね。個々のところには書き加えられているので。
- 吉村担当部長 視点を一つ増やすということではなく、この例えば4番の最初の段落のところ、そういった文章を入れるということでしょうか。
- 田村委員 法整備があつて支援が進んできた、けれども、それ以上に今後暴力を防止していくためには、対象も広がり、なおかつ加害者更正のことまでも含めた被害者支援のことを考えなければいけない、そういう違う段階にきたのではないかとという認識があるのですが、そういう認識に基づいた計画であるという全体の枠組みの位置づけですね。それがこの4番の中心的視点の最初のところに入っていき方が、今後5年間これを使

うので、いいのではないかと思った次第です。

○山田部会長 わかりました。後で事務局と相談して、この点を文章に入れられるかどうかを検討させてください。

○吉村担当部長 4番のタイトルの下のところ書き込むような形でよろしいでしょうか。

○山田部会長 (1)の前に1~2行書き加えるということで、実際にここで新しいステージに入っている具体策の中身をまとめている、そういう形で検討させてください。何か良い文言がありましたら、後でもかまわないので、事務局に送っていただくようお願いいたします。

では、山崎委員。

○山崎委員 配偶者暴力というのを、配偶者等暴力という文言に変えるということは前回もどなたかがご発言したように思うんですが、無理なんですか。

というのは、6ページに配偶者暴力の定義が書いてあり、「配偶者の中には、いわゆる事実婚や離婚後も含みます」と書いてあるのですが、この定義だと、デートDVが入らなくなってしまいます。それが端的にわかるのが、3ページの一番下の段落で、せっかく同性同士のカップルの話を入れていただいているのですが、同性同士のストーカー被害や性暴力の被害だけで、配偶者暴力が入っていないのです。LGBTであれば、事実上婚姻関係にあると評価できる人もいますので、配偶者暴力もあるし、デートDVもあります。

配偶者してしまうと、いわゆる法律婚だけみたいなイメージで捉えているから、同性同士のカップルを前提とした文章に配偶者暴力の文言が入らないのではと思ったんですが、ご認識はいかがですか。

○吉村担当部長 前回の計画改定するときも、総会の中でさまざまなご意見がありまして、委員の中から先生と同じご趣旨のご発言をされる方もいらしたんですが、一方で、法律の対象としていないところまで踏み出すことに対しての異なる意見をおっしゃる方もいらっしゃいまして、総会としては配偶者等とするところまでは合意が得られませんでした。

○山崎委員 前回から5年もたっていますので、もう一度その議論をやる必要があるのではないのでしょうか。この5年間で、LGBTだとか、デートDVを含む法律婚に囚われないDVの枠組みというのはかなり定着してきたと思うんですけれども。

○山田部会長 ここは議論があるところだと思いますが、法律は配偶者暴力防止法なので法律の名前は無理ですが、なるべく配偶者等で置きかえられそうなところは置きかえて出してみるといいかなと思います。

○山崎委員 私は法律家なので、DV防止法の中の配偶者というのは、事実婚等も含みますというのは知っていますけれども、一般の方が配偶者暴力という言葉だけ見たら、それはわかりませんよね、DV防止法の定義は普通の方は知らないわけですし、6ページの定義のところを詳しく見る方も少ないと思うので。配偶者暴力というと、法律婚だ

けに見えるので、同性同士のというところに配偶者暴力と書いておられないのではないですか。そういう感覚でどんどん対象が狭くなってしまおうと思うんですよね。

○山田部会長 私の案としましては、先ほどのようになるべく配偶者等を使う、もしくはそれがふさわしいところでは配偶者等暴力という文言に変えるということと、あと3ページの下から2行に関しては、同性同士のドメスティック・バイオレンスというのを入れればよろしいかなという気がします。ドメスティック・バイオレンスは、配偶者や交際相手などの親密な関係全て含む概念として定義されていますので、同性同士のドメスティック・バイオレンス、ストーカー被害や性暴力の被害も起きています、ということではいかがでしょうか。

○山崎委員 そうすると、この計画の中ではドメスティック・バイオレンスという言葉を使う場合と、配偶者暴力という言葉を使う場合と、二つあるということになりますか。

○吉村担当部長 中間のまとめの6ページのところに書いてありますが、今までの東京都の計画では、このドメスティック・バイオレンスという言葉が、例えば親子間の暴力ですとか、法律でいうところの配偶者暴力よりも広い概念で捉えられる可能性があるということで、一貫して配偶者暴力という表現を使ってまいりました。

ですので、それを使うと、今回大きく変わってしまうことになるんですね。

○山崎委員 ドメスティック・バイオレンスという言葉はどこかに出てくるんですか。

○吉村担当部長 計画の中では一切使っていません。

○事務局 配偶者暴力を使うので、ドメスティック・バイオレンスという言葉は使いませんという言い方を6ページに書いています。

○吉村担当部長 6ページの頭のところでそういうふうには書いています。

○山田部会長 となると、配偶者暴力とドメスティック・バイオレンスの定義を見直す必要がありますね。この「原則としてドメスティック・バイオレンス、DVという言葉は使いません」は取ってもいいような気がします、いかがでしょうか。

○山崎委員 なぜ使いませんと書いているんですか。

○山田部会長 使いませんとわざわざ書く必要もない気はします。

○吉村担当部長 行政計画にする段階では、なるべく日本語で表現するようにしておりますので、最終的には、また配偶者暴力というような形に言い直す可能性は出てまいります。

○山田部会長 実は配偶者暴力の定義はされていませんよね、6ページの一番下は暴力の定義なので。配偶者暴力の定義とすれば、ここでは配偶者や交際相手など親密な関係の中であった暴力と書くべきでは。

○吉村担当部長 東京都の基本計画は法律に基づく計画でございますので、法律と同じ範囲ということで捉えております。

○山崎委員 東京都の基本計画にDV防止法の配偶者暴力の範囲を超える暴力まで含めるのは許されないのでしょうか。

- 吉村担当部長 前回の改定の時も、啓発などの都の取組が配偶者暴力以外も対象としているということで、計画の名称を「配偶者暴力等基本計画」とするべきとの意見が部会で出ましたが、総会で異なる意見が出て合意が得られなかったという経緯があります。
- 山田部会長 もちろん名称自体は変えられないとは思いますが、中身としてこういうものもあるというのを、どこかで書き加えられませんか。逆に言えばここの定義の配偶者暴力のところで、事実上配偶者や交際相手などの親密な関係にある人からあることも含めるとするのではいかがでしょうか。
- 吉村担当部長 今、6ページの配偶者の定義のところにありますが、これよりも、もう少し詳細に書き込むということですよ。
- 山崎委員 デートDVはどこに入るんですか。全体会でも他の委員からの追加のご意見にもありましたけど。
- 吉村担当部長 7、8ページで記載している交際相手からの暴力がそれにあたります。
- 山崎委員 交際相手からの暴力という言い方だと、計画にも入るのですか。
- 吉村担当部長 もともとね。実態として、将来の配偶者暴力を防ぐという未然防止の観点からも取り組んでおりますので、最初のところに書いてあります。
- 事務局 若年者に向けた記述のところで、施策として、デートDVのことは入っていません。
- 山崎委員 配偶者暴力防止法に交際相手からの暴力といった条文があるわけではないですが、それは入れるということですよ。
- 事務局 計画としては、デートDVについては、未然防止という一面がございますので、施策として掲載をするということです。
- 中島委員 この議論に関して思うことが幾つかあるんですけど、私は5年前にここに参加させていただいているので、その議論を聞いています。
- 同じような議論がまた繰り返されるように思われますが、前回とは異なる議論がされるのでしょうか。

それから、もし英語の言葉を片仮名でできるだけ残さないとなると、ストーカーという言葉とか、ほかの言葉も変えなくてはならないようになるかと思えますし、統一する必要があるように思います。ドメスティック・バイオレンスという言葉は、もともと英語の言葉ですが、ドメスティックという言葉自体が家庭内という言葉であらわしているという理由で、アメリカではIPVという表現に変えようとする傾向が見られます。つまり、IPVという言葉に変えると、定義を広げることになりますし、配偶者等の「等」の意味合いを持つようになるかと思えます。タイトル自体を変えるということが今の2016年で厳しいのであれば、少なくとも内容的に統一していくということが必要なのではないかと思うので、6ページのところの定義も見直していかないといけないと思います。

例えば、そこに少なくとも配偶者と言われるような関係性だけでない親密な関係性が

あるということや、その親密な関係性の中にデートDVや、同性間での恋愛関係も含まれるようになります。19ページの被害者の状況に応じた相談機能の充実という箇所、外国人、男性、心身に障害がある方、高齢者という言葉が出てきていますが、ここに交際相手はないしLGBTもないですね。

全てのマイノリティのグループをここに提示することはできなくても、含むことは可能かと思います。また、「等」を入れることができない理由として、法律の枠を超えるという懸念がありましたが、ほかの都道府県では等を入れているところがあります。

○山田部会長 もちろんタイトルや法律の名前は変えられませんが、等というのを入れられる限り入れるということによろしいでしょうか。

○加藤委員 私もその意見に賛成です。

そして、もう一つ思うところは、5年前と同じ議論の繰り返しになるかもしれませんが、その議論をあえて行うということに意味があるのではないかと思います。部会だけではなくて審議会自体も公開ですので、そこでもう一度議論をするということが意味があるのではないかと感じます。

○山崎委員 山田先生は、中身によって配偶者暴力と配偶者等暴力を使い分けるというご趣旨ですね。ですので、配偶者等暴力というのでも定義づける必要があるということになりますよね。

○山田部会長 そうですね。6ページ下にある配偶者暴力は暴力の定義なので。

○山崎委員 この配偶者の定義は法律のそのままなんですけれども。

○事務局 なお書きのところで、法律にかかわることは、法律でいう配偶者しか適用できないですが、法律の根拠が必要ないものについては、いわゆる交際相手など親密な間柄にあるパートナーを含めたものですよという言い方はさせていただきます。

○山崎委員 でも、それはわかりづらいですね。配偶者暴力というときに、デートDVも入っていますって言われても、そこはわかりづらいと思うんですね。

○山田部会長 少し議論を呼ぶかもしれませんが、4の配偶者暴力対策を進めるに当たっての中心的役割についてのところで、「近年の動向として配偶者の範囲が単に法的な配偶者だけではなくて広がりつつあり、それに対する対応が求められている」というものを、(1)の前に少し書き足す。そして、「配偶者暴力」でなるべく「配偶者等暴力」に書きかえることができるもの、もしくは書きかえたほうがいいものに関しては、「配偶者等」になるべく書きかえる。

また、6ページの定義のところで、「原則ドメスティック・バイオレンスを使いません」というのは、いらないと思います。

近年は、IPVという言葉を使いますか。

○山田部会長 IPVという言葉も海外で普及し始めているというのを、ドメスティック・バイオレンスの後に書き加えるということで、進めさせていただいてよろしいでしょうか。

- 山崎委員 それを配偶者等暴力というふうに定義するという意味ですか。
- 山田部会長 そうですね。配偶者等暴力の場合はこのような暴力も入るといふ文言を入れるかどうかですよね。
- 山崎委員 そうしないと、計画としては不明確になるのかなと。
- 山田部会長 そうですね。そこまで入れ込んでつくっていただいて、次回その文言に関して最終的に点検させていただくということで、よろしいでしょうか。
- 中島委員 もう一点追加させていただきますが、今回の資料にも含まれているネットと性暴力やストーカー行為との関連性についてです。今後、増えると予想するネット系の犯罪として、例えばポケモンGOのようなゲームが含まれます。
- こういった犯罪の被害にあうのは必ずしも子どもだけではありませんし、そもそも親密な関係性があった関係内だけで起きることでもありません。また、性暴力の被害にあうのは女性だけではありません。実際に起きている被害としては、例えば男子高校生がゲームサイトのチャットルームで知り合った二十歳くらいの男性から会って話し合おうと言って、出て行って、そこで性暴力に遭っています。
- このようなケースは既に珍しいことではありません。ケースによっては、LGBTの要素が含まれる場合もあれば、そうでない場合もあるため、定義や表現の仕方は丁寧に行っていく必要があると思います。性暴力に遭うのは必ずしも女性だけでなく、いろいろな人たちが遭う可能性を持っているという表現に編集していただけたら、より多くの人たちが自分にひきつけられるようになるかと思えます。例えば男子高校生なんて、まさか自分がそういう目に遭うとさらさら思わずに出向いて行って、被害に遭っているのですから
- こういう被害がどんどん増えていっているということについて、大人たちが把握できてないですし、ポケモンGOのような三次元のゲームが増えることによって、5年後には絶対大きな問題になっているというのが目に見えていますから、それを前提として、適切な表現に変えていただけたらと思います。
- 加藤委員 統計的な裏づけが今手元にはないのですが、男性が性被害に遭うことは、虐待を受けた子どもや、施設の中で生活している子どもには、相当程度起きていることです。女性センターも児相を経験されている方はご存じだと思いますけれども、例えば児童養護施設などで仕事をしていれば、そういう被害に遭った子供と必ず出会います。1年で1回あるいは、それ以上はそういった事例が起きているというのが現状ですので、中島委員のおっしゃったことは、一般の方は余り男性が性被害に遭うという発想はなかったり、ピンとこないかもしれないんですけれども、社会的養護の領域や、貧困や本当に生活が大変な、被害に遭いやすい方々のところに入っていくと、それは決して珍しいことでないということ、私もお伝えしておきたいと思えます。
- 山崎委員 そのお話になるのであれば、41ページのところに、きちんと書いたほうが良いとは思いますが、ただ、私は男性の被害者がいることはもちろん存じあげていますし、

それを否定するつもりはないのですが、一方で性暴力被害は圧倒的に女性が多いことも事実で、女性に対する暴力としての問題、ジェンダーの問題として固有の問題がやはりあると思うんです。そのため、書き方を性別についてどちらもありというようなニュートラルにするということは、お薦めできなくて、男性の被害者がいるということはきちんと統計などで、一定程度いるということを示して、それも対象に含むものであるというのを明記したほうがいいと思います。

○田村委員 今の対象等を広げる話の中で、実際に被害者支援をしていると、配偶者暴力の周りにある暴力ですね。夫からだけではなく、子供時代に親兄弟から性暴力、性虐待を受けていて、なおかつ離れてから、今度子供からも暴力を受けるみたいな、本当に暴力の範囲が広がっているんですね。だからデートDVだけではなく、実際の対象が広がっているところにも、しっかり支援するという視点を持たないと、被害者の支援が十分にいかない現状になっている。そう考えると、中島さんがおっしゃるように、IPVの状況で捉えていかないと、支援の計画もできないんじゃないかと思います。

○山田部会長 では今の意見を踏まえまして、4の①の前のところ、対象が広がっているということを何らかの形で書き加えて案をつくっていただくということで、よろしいでしょうか。次の案ができたところで、またご意見をいただきたいと思います。

では、7ページの配偶者暴力対策の1、暴力を許さない社会形成のための開発と早期発見のところ、何かご意見ありますでしょうか。7ページから12ページまでのところでございます。

○山崎委員 机上配付されている平成23年10月19日付の中間のまとめというのが、前回の中間まとめですよね。これと比較して気づいたんですが、今9ページの上に学校教育というところが出ていて、前回教育委員会と調整して、学校教育の中に盛り込むようにしてくださいと、私が発言したことを踏まえて書いていただいたんだと思うんですが、むしろ5年前の中間まとめのほうがきちんと書いてあるような印象があり、23年のほうの9ページでは、「小学校における人権教育に始まり、中学校、高校、大学において」と、もう少し丁寧に書いてあるような気がするんですよ。今回のまとめだと後退した印象になってしまっているのではないかと感じてしまいます。

○吉村担当部長 前回のような表現をするのがよろしいですか。

○山崎委員 そうですね。

○山田部会長 では、学校教育のところを少し詳しく、前回並みということでよろしいですか。では、少し詳しく書き込んでいただくという方向でお願いいたします。

ほかにごありますか。よろしいでしょうか。では、気がつきましたら、また後でお願いいたします。

では、13ページから20ページまでの多様な相談体制の整備のところ、何かご意見はありますでしょうか。

○山崎委員 13ページのセンター・オブ・センターズとしてというのは、どういう意味

なんですか。せっかく書いていただくのであれば、もう少し明確に、どういう役割を担うのかということを書いていただいた方がよいと思います。

- 山田部会長 あまり外国語を使わないと言っておきながら、ここがセンター・オブ・センターズというのもおかしいですね。センター・オブ・センターズというものの意味を書き込んでいただいて。ここはどういう意味でセンター・オブ・センターズとされたのでしょうか。
- 吉村担当部長 都内にある配偶者暴力相談支援センターの中核となる組織として、基礎的自治体が設置しているセンターに対して、広域自治体として、広域的、専門的な助言を行ったり情報提供を行ったり、研修を行ったりという支援をするというイメージです。もう少しわかりやすく書きます。
- 山田部会長 具体的に書いてもらったほうがいいかもしれません。では、この部分、ご検討をお願いいたします。
- 加藤委員 確認してよろしいですか。このセンター・オブ・センターズという言葉は、行政の中では定着していてわかる言葉なんですか。
- 吉村担当部長 行政ではよく使われているのですが、確かに一般的には余り聞かないかもしれません。
- 山田部会長 わからなくもないですが、具体的な説明を入れたほうがよろしいですね。
- 田村委員 20ページの被害者の状況に応じた相談機能の充実のところ、取組の方向性のところに、外国人、障害を持つ方とか、いろいろありますが、実際にこれは面的な被害者の対応を充実させるということだと思いますが、一人一人の状況に合わせた多様な選択というものを含めてはどうかと思います。たとえば、充実させるための相談プログラムや、それぞれの希望に合わせた対応や、リスクにあった対応という、相談の中身の部分について選択肢を広げるというようなことを、現場として進めていただけたらいいのではないかと考えております。
例えば、私たちが現場で支援をしているときに、本当にいろんな方がいらっしゃるんです。危険度が高い方や、それから今一緒にいてそのまま一緒に居続けたいと思う方。前回もお話させていただいたんですが、リスクアセスメントというか、アセスメントをしていく中で、危険度やご本人の希望で、今どういう支援が必要なのかを構造化をしていき、1人ひとりに合った支援のあり方、それから対応できる相談員の育成、そういうようなことまで含めて、今後この被害者の状況に応じた相談機能の充実というのを考えていただけたらなと思っております。
- 山田部会長 20ページの○の四つは、対象者についての問題で、その後に入れるとして、どのような文面がよろしいですか。
- 山崎委員 27ページの一番上、次の自立支援のところ、田村委員が発言されたような内容が書いてありますよね。
- 田村委員 自立支援は、既に別れてしまった後のことですよね。ひとり一人に合った支

援というのはその前のことなんですね。今一緒にいるとか、ご本人が暴力を受けているかどうか分からないとか、そういう中で、本人も支援者も漠然とした中でのいるわけです。相談に来た時点で、相当に危険な状態にあっても一緒にいたいとか、相手が変わってくれば一緒にいたいとか、被害者は気持ちの部分をお話になります。そこでもう少し危険度に関しての客観的な視点、ものさしが第三者からの提示されると、その後の支援はより安全なものになるのではないかと考えています。その安全確保は本当に必要で、ご本人もその認識があるのかとか、自立支援の前のところです。相談に来られる6割7割の方が同居を望みながら、また相談に来なさいと言われて、暴力が悪化してしまう現状があります。

ですので、離れる前の間の相談の中身の充実、リスクのアセスメントをしっかりと、それに対応するような相談もしくは介入的な心理教育、可能であれば、被害を受けた相談者だけでなく、暴力の行為者に対しての暴力防止プログラムなども求められているのではないかと考えております。

- 山田部会長 そうなると、現状・課題と、取組の方向性というのが対応していますので、現状課題のほうにも問題点として入れた方がよいですね。
- 田村委員 例えば13ページの複雑・多様化している相談に適切に対応するために、ということがあるんですね。そうすると、複雑・多様化する相談の具体的な、本当に複雑になっているところにどう対応していくのかということが、取組のところにもっと具体的に記載する。例えば一緒に住みたいという要望があり、暴力のリスクが低いけれども、そこは互いに尊重するようなプログラムを受けないと無理だとか、被害者の気持ちを聞いて、これはDVに入るかもしれませんねというところで終らせない対応が考えられます。普通の心理カウンセリングだけではなく、DVの相談になる場合にはもっと介入的なプログラムだったり、暴力を振るう相手に対してもプログラムを一緒にするとか、多様な相談に対する具体的な相談のプログラムというか、そこまで検討することが求められているのではないかと思います。。
- 山田部会長 被害者の状況に応じた現状・課題のところ、
「必ずしも被害者の希望に応じた対応がなされない現実もあるというようなことを入れ込んで、取組の方向性のところで、被害者の希望に応じた相談対応ができるようにプログラムを整備する」ということですか。
- 田村委員 ただ、本人がリスクがわからないということもあるので、自分がどういう状況にいるのかということ、一緒に知っていく必要もあると考えています。
- 山田部会長 何かよい表現はありますか。
- 山崎委員 おっしゃっているのは、インテークの段階ですよ。この被害者が来たときに、どのような支援が必要かというときに、本人の希望も取り入れつつ、もっと客観的な危険度のアセスメントをしながら、支援のバリエーションをふやしていくということですよ。

- 田村委員　そういうことだと思います。そのためにリスクアセスメントといった、さまざまな経済的状態、精神的状態、子供の状態、暴力の頻度や危険性等、もう少し体系化して、それに対するプログラムを考えていくというのは、相談のあり方を充実させるということと同時に、被害者の希望に沿い、なおかつ今後の生活の安全にもつながると思います。
- 山崎委員　警察では、こういうDVとかストーカー事案の危険度アセスメントをやっていると聞いていますので、都の相談機関でそういうことを行ってもいいと思うんですよ。
- 田村委員　実際に女性相談センターに入ったときには、かなりしっかりとされていますよね。
- 和田女相センター所長　アセスメントというより、それは例えば心理的にダメージを受けた方々については、どのようなダメージを受けていらっしゃるかというスケールはあります。ただ、暴力そのものの危険度は、スケールというよりも、現状の聞き取りというところになっています。
- 田村委員　今の、危険度、リスクアセスメントの話は、カナダやアメリカで加害者対策をしているときの話ですが、暴力が今どういう状況なのか、そして加害者と被害者と子供と、その周りにあるリスクを全部項目立てて、チェックをしていうことをやっているのですよね。かなり体系立ったものをしている。日本でも警察は、加害者に対して400項目のリスクチェックがあると言っていますけれども、相談のやり方として、もう少しアセスメントという視点も入れた指標で考えていくような相談体制が必要ではないかと思っています。
- 山田部会長　。では、そこでアセスメントという文言を入れるかどうかはともかくとして、そう言った内容の趣旨に沿った文言を入れこむということをお願いします。
- 田村委員　できれば、そういうことを検討していくというようなことでも結構ですので、お考えいただくと、より多様な状況に合わせた具体的な相談、暴力が悪化しない、安全な状況に向かう方向にいくと思っています。
- 山口ウイメンズプラザ所長　ウイメンズプラザでも、相談員の月一回の研修で、いろいろな事例を見ながら、この相談者に対して、どう対応していこうかというような、見立てを実際にやっています。ただ、細かい数値化ですとか、分析というところまでできているかはわかりません。
- 田村委員　一人一人の支援者や相談者の経験に基づいたりしていると思うんです。それは皆さん頑張ってやっていると思いますが、それをより大きな視点だったり、複雑になっている暴力、先ほど言った配偶者間だけではない、暴力を引き起こしてしまうきっかけになるような病気だったり貧困だったり、さまざまな問題のことまで含めたアセスメントができると、より、その人その人にあった対応ができるのではないかなと考えているところです。

○山田部会長 男性被害者に関してと、相談したくても相談する方法の間に内容に関する充実の項目を入れていただくということで、文言を考えていただければと思います。

ほかにありませんでしょうか。

では、続いて21ページから25ページまでの安全な法のための体制の整備に関してはいかがでしょうか。ないようですね。

次は4番、自立生活再建のための総合的な支援体制の整備、26ページから33ページまでの部分に関してはいかがでしょうか。

○山崎委員 ちょっと前に戻りますが、安全の確保と加害者対応というところ、23ページです。加害者対応とわざわざ入れた割には、加害者対応の具体的な内容が書いてないように思うのですが、どういったことを想定されていますか。

今回から加害者対応と入れましたというご説明が前回あったと思うんですが、加害者対応というのは何なのかというところが書いていないと思うんです。

○白石課長 こちらの現状・課題の下二つの段落おきまして、加害者からの問い合わせや威圧行為を被害者と関係者だけではなくて支援者も受けていますので、支援者の安全確保も重要です記載しています。そのため、被害者に直接接する可能性がある人に対して、加害者に対応するときの留意事項や適切な対応についての周知の必要性を、記載しています。

○山崎委員 加害者に対する適切な対応というのは、マニュアルか何かがあるんですか。それとも、その対応のあり方を検討するという意味なんですか。

○白石課長 取組の方向性の25ページの五つ目の段落に、この方向性の中では、基本プログラムですとか、配偶者暴力から子供を守る連携プログラムに、加害者対応の項目を加えるなど改定を行いということで、今後改定を行うという方向で記載しています。

○山崎委員 でしたら適切な対応について周知を図るという前に、適切な対応は何かを検討する必要があるのではないですか。

○白石課長 そちらは追加で記載をします。

○山田部会長 では、その部分の記載をお願いいたします。

では、33ページまでは、いかがでしょうか。（特になし）

では、5番目、関係機関・団体等の連携の推進、34から36ページまではいかがでしょうか。

○山崎委員 36ページの民間団体との連携・協力の促進とあって、前回の部会でも民間の位置づけを重視していただきたいということを申し上げて、これが出ていると思うのですが、具体的なことは書けないのでしょうか。民間団体が活動しやすい環境整備を行い、相互の意思疎通を図りながら連携を強化すると、言われればそのとおりなんですが。

どうですか、田村委員、こう言った書き方でよいですか。

○田村委員 私もそここのところは思っています、特に自立支援、生活再建のためにというのは、民間支援団体がかなりのプログラムだったり、母子の関係をよくするためにい

ろいろ行っているんですね。もう5年ぐらい前になりますが、内閣府の連携の地域の男女共同参画推進事業で検討し、こういった安全・安心のマップというのをつくらせていただいたのですが、相談から安全確保、それで自立支援に至る、この部分というのは、実際、民間が本当にすごくやっているんですね。、行政では頑張って安全確保をやってくださっていることがあって進んでいるんですけど、自立支援再建のためにという部分に、内容によっては本当に民間の力を借りつつ、そこを充実させるということを、取組の方向できっちり書いてほしいというのがあります。

行政で担っている部分、民間支援団体ならではの柔軟な対応ができる部分と特徴を活かした支援が求められている。それを充実させる為は計画に明示していただくことが大事だと思っています。そうすることで予算化にもつながると思いますので。

- 山田部会長 どう表現するのが難しいと思いますね。
- 田村委員 そうですね、きっとどこまで書き込むかというのが難しいと思います。
- 山田部会長 民間に任せるみたいな形になって、都は何もやらなくていいということにもなりかねないので、都もきちんとやってもらいつつ、民間にもきちんと支援してほしいという形で、どういう文言がよろしいでしょうか。
- 山崎委員 具体的には、お金をもっと民間に出すということではないですか。
- 山田部会長 現在一部を助成していますから、活動しやすい環境整備を行う。今以上に連携を強化し、今以上に民間団体へ活動しやすい整備を行うというところに含まれているということだと思いますが。
- 吉村担当部長 どこまで書き込めるか、検討させていただきます。
- 山田部会長 「民間団体の活動を支援し」くらいは入れてもよいのではないのでしょうか。環境整備に全て含まれているといえは含まれるんですが、文言の検討をお願いいたします。

では、次に、37ページから38ページ、人材育成の推進と適切な苦情対応はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では次に、39ページ40ページの調査研究の推進に関してはいかがでしょうか。

- 田村委員 ここの加害者対応という、先ほどの言葉のところともつながると思うのですが、昨年12月出された第4次の内閣府の男女共同参画基本計画においては、加害者の対応について、「地域社会内で加害者更正プログラムとして民間団体の取組を含めた実態を把握して、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、そのあり方を検討する」という言葉が入れられています。

今回この計画の中で、加害者対応については、男性相談の事例の分析も通じて、実態把握となっているのですが、実際東京では、加害者対応については、RRP研究会という信田さよ子さんたちのグループなど、被害者支援の一環として、お互い尊重し合う関係をつくるというプログラムをずっとやっているところがあります。

ですので、東京ならではの加害者プログラムを実施している民間団体のヒアリングを

して、例えば1歩進めて、被害者支援の一環として加害者プログラムをモデルケースとして入れ込むとはできないでしょうか。、そういうことができるくらい、東京では民間の資源があるので、今後5年間を見据えた計画であれば、一歩進めて入れ込んでいただければと思います。

○山田部会長 取組の方向性の中に、「民間団体と連携をして、調査等を進めていく必要がある」といったような書き込みですか。

○田村委員 そういうのができる資源や状況になっていると思います。

○山田部会長 現状・課題のところで民間団体と連携しながら調査研究を進めている、そして取組の方向性で、それを一層進める必要があるといったような書き込みでよろしいでしょうか。

○田村委員 はい。

○山田部会長 では、それに関して、いかがでしょう。

○吉村担当部長 前回、中島委員から異なるご意見もいただいたように思いますが。

○事務局 加害者更正プログラムについては、かえって逆の効果になることがあるというような話をいただいたかと思えます。

○山田部会長 加害者更正ではなく、加害者対応ですよね。

○田村委員 加害者対応ですね。先ほどプログラムで、今は別居していて、そこで関係を修復したいと思っている加害者が、そのプログラムを56週ほど受けていて、でもそこで一緒になることもあれば、もちろん全くプログラムが無効である人もいっているとされています。ですけれども、実際にそういうプログラムを受けながら、関係性が変わっていく。別に一緒に居続けるためにやるわけではなく、本人の暴力に対する認知だとかが変わっていくプログラムが既にされている状況があるので、その現状を、本当に効果があるのか、どういうやり方でやっているのか、それから被害者のほうがどのように思っているのかなどを実際に調べたり、ヒアリングしたりしていくというようなこともできるのではないかと。さらに、子供の目の前での面前DVの問題もあります。DVをしない親、子供に対してよき親になるためのプログラムを実施している民間団体もありますので、少なくとも情報収集、今後の検討課題として考えていただければと思います。

○吉村担当部長 対応の先の加害者更正の部分の、実際の民間団体で蓄積していらっしゃるノウハウですとか、そういったことについての情報収集というか、調査研究みたいなイメージですか。

○田村委員 そうです。もう1歩進めて、ここの事例の分析をするだけではなくて、既にそういったプログラムを行っているところが、東京では進んでやっているところがあるということですので。

○山田部会長 ここは調査研究ですので、実際に効果がなかったという結論でももちろん構わないわけですので、「それに関する取組・課題を民間団体と連携してやっております、

さらにこれに関して取組の方向性として、加害者対応・更正に関するプログラムの調査研究を進めるべきである」というくらいの書き込みでいかがでしょうか。

○田村委員 実際、去年1年間加害者対応に対する実態調査を内閣府でやらせていただいて、ヒアリングの結果、実質的に効果があるということが出ていますので、こういうことも参考にさせていただけたらどうかなと思っております。

○加藤委員 私は児童虐待や、被害を受けた側の方のことをずっと、子供を中心に組みこんできているので、そういう意味では不勉強なところがあるんだと思うんですけど、ここを拝見して、ちょっと正直、違和感があったんです。それは、ボリュームとして、加害者支援、加害者更正というところが非常に量が多く書かれている。ただ、実際に加害者の方もさまざまな層があって、定期的なプログラムに乗れる方というのは、相当加害者の中でも少ない、上澄みの層という言い方をしたら誤解があるかもしれないですが、対象としてはメインの方々ではないだろうという、そんな印象を持っています。

限られたさまざまな資源の中で、どこにどれだけ、調査研究についてもエネルギーをかけていくかというようなところからすると、加害者に対する更正とか、調査研究だからいいのかもしれないんですが、そこに課題があるということはわかってはいるのですが、被害者支援とか、被害者の抱えている課題についての調査研究ということよりも多いというのは、ちょっと違和感を覚えるというのが正直なところですよ。

○山田部会長 調査研究なので、新しいところを取り分けたということだと思んですが、削ったほうがいいのか、そういうことではないですよ。

○加藤委員 いえ、そういうことではないです。

○山田部会長 では、取組のところで、被害者に関する調査研究をもっと取り組んだ方がよいというわけでもないですか。

○山崎委員 一番上に被害者の実態調査はかいてありますね。

○山田部会長 今まで被害者の実態調査はやってきたからということで、多分こちらを取り分けているんだと思うんですが。

○田村委員 ではなくて、被害者支援、被害者の安全をさらに進めるとか、被害者が生きやすくなるための被害者支援の一環として加害者の対応も考えていくというふうに、私たちの支援現場では思っているんですね。実際に離れて、例えば同行支援とか、ときに私たちが裁判所か何かに行って、本当に追求がすごくあったりとか、非常にリスクがあったりする場合に、相手側に、既に子供がいて面前DVであったというところで、相手側もちゃんとプログラムを受けなければいけないという状況にまで持っていければ、被害を受けた妻も子供もそこからより危険を減らすことができるのではという、被害者の安全や被害者支援を充実させるために、加害者に対してのプログラムも考えていく必要があるのではないか。そういうふうに考えたときに、被害者支援というのが、新たなステージにきているというふうな捉え方ができるのではないかとというのが、今、被害者の私たちの現場では出ている意見ということになります。

○加藤委員 加害者対応のために被害者のための安全確保をどうするかとか、そういう議論は非常によくわかるんですけども、加害の方を更正させていくとか、変えていくということに、余り楽観的になれないんですね。なので、そこの違和感もあるということだと思います。

○山田部会長 40ページの③のところに、防止と被害者の保護のため研究をすると入れ込んでいるので、ここを少し膨らませて、田村委員の意見を入れて書いていただくということではいかがでしょうか。

では次に、性暴力被害者の支援、ストーカー被害の支援、配偶者暴力以外の性暴力の防止にかかわるところ、ⅡからⅤ、41ページから47ページまでに関してご意見をお願いいたします。

○中島委員 先ほどの繰返しにもなるんですけども、この41ページ以降のところ、被害者は女性だけではないということ盛り込むとか、ちょっとずつ言い回しを変えとかお願いしたいと思います。

○吉村担当部長 男性の被害者もいる、ということですね。

○中島委員 さっきおっしゃっていただいたように、圧倒的に女性が多いというのは、それは本当にそうなので、その辺のバランスを言葉の中で気をつけないといけないと例えばDVで男性の窓口を設けましたということが明確に書かれていること自体は、ありとは思いますが、比率を考えたときに、さっきの文章の比率じゃないですけども、違和感を感じることはあります。

性暴力というテーマを取り上げる際には、どうしても大人が対象とされるかと思いません。デートDVという観点から見た場合は、思春期以降の大人、となるかもしれませんが。でもやはり先ほど田村さんがおっしゃっていただいたように、周りにもいろいろな暴力が発生するということや、性暴力についての説明が含まれるのですから、子供たちのことも前提として考えていかないといけないと思っています。

例えば、アメリカのデータで、18歳になるまでに何らかの性暴力に遭う可能性というのが、女の子の場合は4人に1人なんですけど、男の子の場合6人に一人なっています。子供のころはどちらも比率が結構高い。ただ、女性のほうが大人になっていく中でも性暴力に遭い続けるということで、結果的に数が全然違ってくるとするのは、ジェンダーの問題であったり、ほかの問題がかかわってくると思います。

ですから、例えば41ページに特に女性の人権にと書いてありますが、特に女性の人権と強調されることについて検討していただければと思います。その下にちゃんと女性に多くということも入っていますから、こういうところは大切に残していく必要があるのではと思います。

43ページの一番下のところで、電子メール、インターネット、SNS等と書いてありますけれども、もっと多くの人たちに知っていただくためにも、ゲームやチャットルームに関する情報も大切だと思います。もし工夫が可能であれば工夫していただけたら

と思います。

あと、46ページのところで、テレビや新聞、インターネットというメディアでの表現のことを書いてあるんですけど、表現ということだけではないように思うんです。性暴力、あるいはストーカー行為などにつながってしまう、その前の段階の行為の危険性を予測できるような社会をつくることを目指せたらと思います。もっと多くの人たちが事前に何かを防げるようにするためにも、表現という言葉だけじゃなくて、その可能性が見えるような書き方を、入れていただきたく思います。

下から四つ目の項目で、インターネットの普及によりさまざまなトラブルに巻き込まれるケースというところも、もう少し具体化して、ゲームのサイトとかチャットルームなどを入れられるかと思いました。実際リベンジポルノとか、結構明確に書いてあるわけですから、同じように、ほかの種類も少しずつ大幅にふえることが予想されるといったようなことをここに盛り込んでおいていただけたら、防止につながるんじゃないかなと思います。

一番下の、被害に遭った人の相談対応に対応していく必要性がありますという箇所について思ったことと似ていて、44ページのの上のところ、ストーカー行為に関する被害の相談窓口を周知すると書かれています。これが具体的にはどういうところなのかなとか、44ページの一番下の啓発においては、どういう形でストーカーの啓発が行われるのかということと、45ページの下から三つ目の項目で、啓発や相談体制の充実など、必要な対策を進めながら、もう少し見えやすい形に変えてもらえたらありがたいと思った次第です。

以上です。

- 山崎委員 私も似たような話なのですが、今回、性暴力以降、配偶者暴力防止法の枠を超えて、この計画に入れるということですね。だから、法的根拠とか、相談窓口とか、全体的に、具体的なところがよくわからない記載になっているのかなと思います。性暴力については、それでも民間のワンストップセンターとの連携について書いていただいているんですが、特にセクシャル・ハラスメントの防止のところ、現状・課題はそのとおりではありますが、取組の方向性で、何をしますというのが、具体的なものが何も見えない取組の方向性になっていると思うんですよね。

セクシャル・ハラスメントの相談というのは、どこで受け付けるんですか。

- 吉村担当部長 労働相談の窓口がございます。
- 山口ウイメンズプラザ所長 ウイメンズプラザでも伺っておりますし、実際に企業に所属している方ですと、労働情報相談センターですとか、そういったところで受け付けています。あとは国の労働局ですね。
- 山崎委員 その相談の現状は、それでよいという前提なんですかね。
- 山田部会長 まずここで扱うものかどうかということで、女性の活躍推進のほうではセクシャル・ハラスメントは取り上げられているんでしょうか。

- 吉村担当部長 職場の嫌がらせ行為という形で、セクシャル・ハラスメントも含めてパワハラですとかマタハラといった記述が入ってくるような構成で、今、別の部会でご議論いただいております。
- 山田部会長 そちらではどの程度の書き込みがなされるのか。こちらのほうが大きいのでしょうか。
- 吉村担当部長 ここはセクハラだけに絞った形になっているので。そちらもご用意すればよかったですね。申しわけありませんでした。
- 山田部会長 あと、労働問題ではなくて、スクール・ハラスメントの問題もあるので、それもスクール・ハラスメントも性にかかわるものとかかわらないものがあるので、ちょっとどこまでここで扱うかというのは。
- 山崎委員 スクール・ハラスメントに当たるであろう教育現場におけるセクシャル・ハラスメントの防止に向けて積極的に取り組んでいく必要がありますって、何をやるということが何も書いていないんです。
- 中島委員 あと、もう1点、今、前の部分と今回追加された部分との統一性とか、法律の枠を超える超えないという議論と、またちょっと関連しているかもしれないんですけど、追加された部分が性暴力とストーカーとセクシャル・ハラスメントと表現という、四つの項目ですよ。セクハラは基本的に職場とか、そういうことを前提としているので、いわゆるドメスティック系の話をしたら、ドメスティック外みたいなイメージがあると思います。

表現ということも、もっとさらに曖昧な形で、一般社会の中で、ストーカーの43ページの中には、配偶者や交際相手、元交際相手という言葉が見えてくるので、これは親密な関係性の中でも起こり得る、そうでない場合もあるということが見えてくると思います。

問題は41ページで、いきなり三つ目の項目が男性からと変わるのですね。なので、配偶者とか、そういう言葉は一切消えるんです、ここから。そういうふうな打ち出し方をしてしまうと、配偶者間では性暴力が起きていないのかという話になってしまうと思うんです。なので、この性暴力というのは、実際に知っている人であるというような書き方をされていたんですけども、でも知っている人が実際誰かということ具体的に書くことは難しいかもしれませんが、ここから一気に配偶者や、交際相手という言葉が抜けているという自体は、大きな問題だと私は思うんですね。

配偶者間のレイプという、マリタルレイプという言葉が英語にあって、それが刑法に入っている国は世界中で51カ国くらいあるんです。日本はもちろんそこからほど遠いところに現在あるんですけども、でもほかの国々ではそれがちゃんと違法な行為であると、レイプであるということが法律に載るような行為でありながらも、ここではまるで知らない人か、家庭外の知っている人がするような行為にしか見えないということにする限り、配偶者間の暴力であろうと、親密な関係性の暴力であろうと、性暴力が欠け

ていると、それは起こり得る可能性がないみたいなふうに見えてしまうんじゃないかなという懸念が大きくなります。

○山田部会長 今の中島委員のご発言ですが、現状・課題のところ、性犯罪、性暴力というのが配偶者暴力とつながっているということ、最初のほうに書き加えていただくということは可能でしょうか。

○中島委員 配偶者だけではなく、交際相手との関係性や親密な関係とか。

○山田部会長 親密な関係と非常につながっている重要な課題であるというところを、だからここで取り上げるんだということの一つ、現状と課題のところにつけ加えていただくというのが、まず第1点。

第2点で、これを読んでいくと確かに女性だけを被害者として想定しているように読めますので、ここも1項目、男性や子供に対する被害というものも見られるということを入れる。性暴力に対する被害も最近ふえているかどうかはわかりません。

○山崎委員 その辺は感覚で言うのではなく、統計を示したほうがいいと思います。あとは先ほどのご発言に関連すると、性暴力については加害者との関係、見知らぬ人なのか、知り合いなのか、親族なのかみたいな、そういう統計も出ているはずですので、そういうのも出したらいいと思うんです。

○山田部会長 先ほどのところで、親密な関係の中で起きているというところで、一個出していただくのと、あとは増えているかどうかわかりませんが、男性や子供に対する被害というものの存在も明らかになっているということですか。

○山崎委員 見逃してはならないと。

○山田部会長 そうですね、そういう形で一つ丸をつけ加えていただくとバランスが取れると思いますが、いかがですか。

○中島委員 私は統計を出すことは大切だと思うんですけど、ただ統計に挙がってこない被害経験というのがあって、配偶者間とか親密な関係性というのは、なかなか統計で挙がってきません。統計に反映されないという大きな問題がある中、バランスも難しいんです。統計が出てしまうことによって、大半が家族外であって、親族関係であったとしても、配偶者間というのはほとんどないじゃないですかというふうなことになると思います。その辺もきちんと見ていかないと難しいなと思うんですよ。

配偶者間でレイプされている人たちは、どこにも相談していない人たちばかりです。それが現実なんです。その難しさがあります。

○山田部会長 この性暴力被害というのは、いろんな多様な形があるということを書き込んで、さらに被害男性や子供に関する被害も報告されているということも、丸で一つ入れていただければと思います。

あと、インターネットの危険性ですけれども、インターネットだけではないですが、「特にインターネットにかかわる、インターネット、SNS、掲示板等にかかわる被害が増大しており、今後も増大する傾向が見られるから、それに関する調査研究ならびに

予防対策、被害者対策等も進める必要がある」といったことで、特に取り分けて。

- 加藤委員 ゲームは入れたらだめですか。対戦型のゲームなんかは、つきまといだったり、人間関係が入ってくるので、どうでしょう。
- 山田部会長 そうですね。47ページの取組の方向性のところで、リベンジポルノ等だけなので、多分リベンジポルノだけではないので、さまざまな風評被害と、さまざまな形での被害があると思いますので、「インターネット上の被害に関する対策・対応を進めていく必要がある」という形で書き加えていただけたらと。
- 田村委員 このところで、中島さんが性暴力につながってしまう社会の可能性の話がされていて、まさしくJKビジネスとか、それからアダルトビデオとかの性の強要だとかということが、実はあれが実際に家庭内でDVがあるとか、虐待があるとか、そういうこととつながっているんだ、だからここで性暴力の被害だったりとか、ストーカーだとかということが、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳというのが、配偶者暴力ときちんとつながっているという書き方、プラス、今ゲームやSNSの話がありましたけれども、そこからさらに含めたところでの社会的現状の性暴力を許してしまう社会に起こっている、その現象のことも含めて書き加えておくほうがいいのではないかと思いますけれども。
- 山田部会長 そうですね。では、41ページのⅡのところ、「対象の拡大だけではなくて、性的サービス産業における被害者に関しても、今ちょっと内閣府でこれが取り上げられているんですけども、に対する支援というものは問題があり、そういう性風俗産業従事者に対する支援の取り組みも必要とされている」ということを42ページに書き込んでいただけたらと思います。ゲームに関しては、先ほどのSNS等の47ページに書き込んでいただけたらと思います。

時間が押してきましたので、書きかえの文言等に関しては、また次の案ができるまでに、ご意見をいただければと思いますが、何か一言ありますでしょうか。

- 中島委員 表現のところで、私は東京はオリンピックを前提として考えないといけない時期が来ていると思っています。コンビニとかに入ったときに、性・暴力表現のある雑誌が子供の目線に置いてあるという国は、余りないんですよ。そういったものが制限されていない国というのは、容認している国というふうに解釈されます。オリンピックで海外から東京に来る人たちが増える際に指摘されることについて考えていく必要性があると思います。

つまり、表現という項目を設けるのであれば、子どもたちの目に触れない置き方、など適切な表現について検討していかなくてはなりません。例えば、アメリカではプレイボーイなどの雑誌は、コンビニのカウンターの後ろに置いてありますし、表紙が見えないようになっています。日本という社会がどういう社会なのかということをお問われることも前提として、この表現を考えていただけたらと思います。

以上です。

- 山田部会長 入れ込んだほうが良いと思われませんか。

○山崎委員 「十分な配慮」というふうに書いてあるんですね。表現のところの二つ目の丸にね。

○中島委員 それはそういうことまで考えている十分な配慮かなと思ってしまうんですね。

○山田部会長 「国際化が進む中」というのを一言入れることは必要かなと思いますが、その点に関しても表現を工夫していただければと思います。

時間がなくなりましたので、皆様のご意見を踏まえて修正案をまた事務局で作成していただき、次回の部会で最終的に検討していきたいと思います。

今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○吉村担当部長 本日はご議論ありがとうございました。第3回の部会でございますが、8月26日金曜日を予定しております。なお、その翌週の9月2日に第2回の総会の開催が予定されておまして、両期日が迫っておりますので、大変恐縮でございますけれども、本日ご議論いただきました内容につきましては、至急事務局のほうで整理をさせていただきますまして、各委員の皆様と、この後に個別に調整をさせていただければというふうに存じます。その上での中間まとめ（案）を第3回の部会に提示させていただきたいというふうに考えております。

その後、9月2日に総会がありますので、第3回の部会ではそれほど大きな変更がないように事務局としても準備を早目に進めていきたいというふうに思っておりますので、夏休みの時期に委員の皆様にはご負担をおかけして大変申しわけなく思いますが、どうぞご協力のほど、よろしくお願いいたします。

○山田部会長 ありがとうございます。では、次の部会での意見を反映させたものが第2回の総会で審議されるので、時間が余りありませんので、追加意見等がある場合はメール等で速やかに事務局に伝えるなど、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

ほかに今何かありますでしょうか。

○吉村担当部長 今後の開催の予定の部会と総会の会場などにつきまして、また改めて通知を差し上げます。よろしくお願いいたします。

○山田部会長 ありがとうございます。それでは、これをもちまして第2回配偶者暴力対策部会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

（午後12時1分 閉会）